

別表(第2条関係)

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数等	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者。（※）	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	—	８年	154,000
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者。（※）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として３歳以上のもの。 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの。（※）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	５年	70,000
介護・訓練支援用具	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等にあつては、自力で排尿できない者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級であつて、常時介護を要するもので原則として学齢児以上のもの。 難病患者等にあつては、自力で排尿できないもの。（※）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年	67,000
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たつて、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であつて、入浴に介護を要するもので原則として３歳以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	障害児等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	５年	82,400
介護・訓練支援用具	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たつて、家族等他人の介助を要する者に限る。） 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であつて、下着交換等に当たつて家族等他人の介助を要するもので原則として学齢児以上のもの。 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの。（※）	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年	15,000
介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のある者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であつて原則として３歳以上のもの。 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のあるもの。（※）	介護者が障害者等を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	介護者が障害児等を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年	159,000
介護・訓練支援用具	訓練いす	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として３歳以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	５年	33,100
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。（※）	—	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの。	８年	159,200
介護・訓練支援用具	カーシート	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であつて、障害等級２級以上の者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	—	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの。	—	３年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする者。 難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者。（※）	下肢又は体幹機能障害児であつて、入浴に介助を要するもので原則として３歳以上のもの。 難病患者等にあつては、入浴に介助を要するもの。（※）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	５年	90,000
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上 難病患者等にあつては、常時介護を要する者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。 難病患者等にあつては、常時介護を要するもの。（※）	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害児等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	29,800

※：難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数等	基準額（円）
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定されたもの、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	17,500
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	3年	3,000
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害２級以上 難病患者等にあっては、上肢機能に障害のある者。（※）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。 難病患者等にあっては、上肢機能に障害のあるもの。（※）	障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害児等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級２級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が１級又は２級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500
自立生活支援用具	自動消火器	障害等級２級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者。難病患者等にあっては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等（※）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が１級又は２級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの。難病患者等にあっては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等（※）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって１８歳以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	知的障害者等が容易に使用し得るもの。	6年	41,000
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害２級以上であって原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	12,000
自立生活支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	—	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	—	5年	87,400
自立生活支援用具	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害２級以上であって原則として学齢児以上であるもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、ＩＣタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	視力に障害を有する児の物の識別を容易にする製品であって、ＩＣタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	59,800

※：難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数等	基準額（円）
自立生活支援用具	地震防災用具	障害等級４級以上の障害者であって地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級４級以上の障害児であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	地震発災若しくは避難中に障害者等が容易に使用し得るもの又は地震発災時に障害者等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるものの。 ① 防災用ベスト ② 防災用リュック ③ その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	地震発災若しくは避難中に障害児者が容易に使用し得るもの又は地震発災時に障害児者の安全を確保する機能を有し、次に掲げるものの。 ① 防災用ベスト ② 防災用リュック ③ その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	5年	防災用ベスト：5,000 防災用リュック：7,000 その他：50,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（腎臓機能障害に限る。）の程度が１級又は３級であって原則として３歳以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器） （非常用電源装置は地震防災用具で取り扱う。）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者。難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者。（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が３級以上であるもの又は同程度の身体障害児であつて必要と認められるもの、難病患者等にあつては、呼吸機能に障害があるもの。（※）	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	36,000
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器 （非常用電源装置は地震防災用具で取り扱う。）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が３級以上であるもの又は同程度の身体障害児であつて必要と認められるもの、難病患者等にあつては、呼吸機能に障害があるもの。（※）	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	56,400
在宅療養等支援用具	吸引器・ネブライザー両用器 （非常用電源装置は地震防災用具で取り扱う。）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が３級以上であるもの又は、同程度の身体障害児であつて必要と認められるもので、同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	69,000
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	—	障害者等が容易に使用し得るもの。	—	10年	17,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であつて原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	9,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	—	5年	18,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	—	5年	15,000
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター （非常用電源装置は地震防災用具で取り扱う。）	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であつて、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者）。難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者。（※）	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する児であつて、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めたもの）。難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要なもの。（※）	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者等が容易に使用できるもの。難病患者等にあつては、真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児等及び介護者が容易に使用できるもの。難病患者等にあつては、真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	5年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するものにあつては、157,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であつて、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	98,800

※：難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数等	基準額（円）
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	視覚障害２級以上又は上肢機能障害２級以上若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の身体障害者であって、必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害又は上肢機能障害に限る。）の程度が２級以上であるもの又は脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）のものであって、必要と認められるもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害児等が容易に使用し得るもの。	4年	150,000
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の身体障害者であって、必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	—	コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォン等の画面情報を点字等により示すことのできるもの。	—	6年	430,000
情報・意思疎通支援用具	点字器	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	10,400
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であるもので、原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの。	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	82,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	6年	85,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	6年	99,800
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器	視覚障害者又は同等と認められる難病患者等（※）であって、本装置により読書が可能になる者。	視覚障害児又は同等と認められる難病患者等（※）であって、本装置により読書が可能になるもので、原則として学齢児以上のもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児等が容易に使用できるもの。	8年	250,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	視覚障害児又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの。	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。	5年	35,900
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	—	5年	13,300
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ラジオ	視覚障害２級以上又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児等が容易に使用し得るもの。	5年	29,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害児等が容易に使用できるもの。	5年	25,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であって、障害児等が容易に使用できるもの。	5年	71,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児等が容易に使用し得るもの。	6年	88,900
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になる者。	音声機能障害児等、本装置により発声が可能になるもの。	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等に於て電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等に於て電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	73,000
情報・意思疎通支援用具	埋込型人工喉頭用人工鼻※１	音声機能障害者等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者。	音声機能障害児等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの。	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	発声が可能となる機器であり、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	28,600(月額)

※：難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数等	基準額（円）
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用図書	主に、情報の入手を点字、大活字、意識によっている視覚障害者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	主に、情報の入手を点字、大活字、意識によっている視覚障害児又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	点字図書、大活字図書、DAISY図書	点字図書、大活字図書、DAISY図書	—	点字図書、大活字図書：15,000 DAISY図書：7,500
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用電池	聴覚障害者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者。	聴覚障害児又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着しているもの。	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電池	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電池	充電器：3年 充電池：1年	ボタン電池：2,500（月額） 充電器：28,600 充電池：17,600
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用体外装置	聴覚障害者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、現に人工内耳用体外装置を装着している者で、当該装置を5年以上装着している者。	聴覚障害児又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であって、現に人工内耳用体外装置を装着しているもので、当該装置を5年以上装着しているもの。	人工内耳体外機	人工内耳体外機	5年	200,000
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められる者。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。（実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。）	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害児であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められるもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。（実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。）	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの。	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの。	8年	395,000
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう又は直腸機能の障害を有する者であってストーマ造設者又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者。難病患者等にあつては、ぼうこう又は直腸機能に障害がある者。（※）	ぼうこう又は直腸機能の障害を有する児童であつてストーマ造設児又は同程度の身体障害児であつて、必要と認められるもの。難病患者等にあつては、ぼうこう又は直腸機能に障害があるもの。（※）	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	20,600（月額） （尿路系11,700） （消化器系8,900）
排泄管理支援用具	収尿器	高度の排尿機能障害者又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	高度の排尿機能障害のある児又は同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	8,500（月額）
排泄管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品）	1 身体障害者手帳の交付を受けた者で次のいずれかに該当する者 ・高度の排便、排尿機能障害のある者 ・脳原性運動機能障害かつ意思表示が困難な者 ・下肢又は体幹機能障害2級以上かつ意思表示が困難な者 2 上記1と同程度の障害（※）を有する難病患者等。	1 身体障害者手帳の交付を受けた者で次のいずれかに該当する児 ・高度の排便、排尿機能障害のある児 ・脳原性運動機能障害かつ意思表示が困難な児 ・下肢又は体幹機能障害2級以上かつ意思表示が困難な児 2 上記1と同程度の障害（※）を有する難病患者等。	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	12,000（月額）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）又は視覚障害2級以上の者。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者。（※）	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であつて障害程度等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの）又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。（※）	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	障害児等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	対象者1人につき1回限り	300,000 ただし、別表中「住宅改修事業」にあつては、介護保険法（平成9年法律第123号）第40条第4号及び52条第4号に基づく住宅改修費の給付を受ける者に優先して利用するものとし、同制度の助成額を控除した額を基準額とする。

※：難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）